

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
翌日が休日である場合)

鳥取県条例第三十三号

昭和四十五年四月二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年三月鳥
取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表中

城南特別県営住宅鳥取市市田島

一〇、〇〇〇円中層耐火

上福原特別県営住宅米子市上福原

一一、四〇〇円中層耐火

に改める。

この条例は、昭和四十五年四月五日から施行する。

告示

- ◆公 告 理容師試験及び美容師試験の実施
- 歯科衛生士試験の実施

条例

鳥取県告示第二百四十三号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の
規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬
剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規

定により、次とおり告示する。

昭和四十五年四月三日

昭和四十五年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥取県第二四五号	森田 寛子	昭和四十五年三月一日

検査期日	検査時間	検査場所
四月十八日	午前九時	鳥取市国安 東部家畜市場
四月二十日	"	倉吉市八屋 倉吉家畜市場
四月二十一日	十時	東伯郡東伯町 東伯家畜市場
四月二十二日	"	境港市竹内町 余子検査場
四月二十三日	九時	米子市吉岡 西部家畜市場

鳥取県告示第二百四十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年四月三日

指定年月日	鳥取県知事	石 破 二 朗
昭和四十五年三月十六日	宝意内科医院	米子市万能寺十六番地

鳥取県告示第二百四十六号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年四月三日から施行する。

昭和四十五年四月三日

鳥取県知事	石 破 二 朗
昭和四十五年四月三日	

別表を次のように改める。

別表

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十二号)第五条第一項に規定する豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次とおり告示する。

茨城県新治郡 同県猿島郡 同県北相馬郡 栃木県芳賀郡 群馬県桐生市 同県藤岡市 埼玉県人間郡 同県岩槻市 同県深谷市 同県比企郡 山梨県東八代郡 同県塩山市 同県山梨市 静岡県藤枝市 同県小笠

郡 三重県伊勢市 同県度会郡 同県鳥羽市 同県津市 兵庫県佐用郡
 同県多可郡 同県西脇市 同県加西市 和歌山県橋本市 岡山県浅口
 郡 愛媛県越智郡 同県八幡浜市 佐賀県佐賀郡 大分県大分郡

鳥取県告示第二百四十七号

倉吉市沢谷二百四十二番地野島忠利ほか十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（沢谷地区農道整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月二十五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十八号

昭和四十五年一月三十日付けで東伯郡東伯町大字八橋千五百八十四番地山本正信ほか二十三人の者から申請のあつた共同して行なおうとする土地

改築事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十九号

昭和四十五年一月三十日付けで東伯郡東伯町大字八橋千五百八十四番地山本正信ほか二十三人の者から申請のあつた共同して行なおうとする土地

改築事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年四月四日から三十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十号

昭和四十五年二月十六日付けで東伯郡泊村大字園七百十八番地の二山樋義文ほか三十五人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五十一号

昭和四十五年一月三十日付けで東伯郡東伯町大字八橋千五百八十四番地山本正信ほか二十三人の者から申請のあつた共同して行なおうとする土地

改築事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年四月四日から三十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

日曜金曜日(可認便郵種種第三回)

鳥取県公報

公 告

受験課目は、この告示に係る試験に於ける試験であるが、講習会の開催の日程は、別途定めることとする。

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和45年4月3日

鳥取県知事 石破二朗

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けことができない。

(2) 昭和43年4月以後に鳥取知事が行なつた理容師試験又は美容師試験の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

(1) 学科試験

- ア 衛生法規大意
- イ 生理解剖学大意
- ウ 消毒法
- エ 伝染病学(細菌学を含む。)大意

次(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において専門課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後年1以上の実

地特練を終したもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律26号)第47条に規定する者
- (2) 旧國民学校令(昭和16年勅令第148号)による國民學校の高等科を修了した者

(3) 中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等學校の2年の課程を終わつた者

(4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者

2 受験資格

次(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において専門課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後年1以上の実

○

- 力 皮膚科学大意
 キ 物理及び化学（香粧品化學及び理容又は美容に関する部分に限
 る。）大意
 ク 理容又は美容理論大意
- (2) 実地試験
- ア 理容又は美容の基礎的技術
 イ 消毒薬の取扱い
 ウ 理容又は美容を行なう場合の衛生上の取扱い
- 5 出願の方法
- (1) 願書の提出期間
 昭和45年4月20日から昭和45年5月2日まで（郵送のものについて
 は、昭和45年5月2日までの消印のあるものは、有効とする。）
- (2) 願書の提出先
 ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 イ 県外居住者 烏取市東町1町目烏取県厚生部衛生課
- (3) 提出書類
- ア 受験願書（別記様式によること。）
 イ 履歴書（最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なった
 場所及び期間を記載すること。）
 ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
 エ 実地終練を終了したことを証する書面
 オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
 ハ 写真（出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面と半身の
 もので、裏面に住所氏名及び生年月日を記載したもの）

- (4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書
 類にかえて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学
 科試験免除通知書の写しを提出すること。
- 6 試験手数料及びその納付方法等
- (1) 試験手数料 1,000円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願
 書の取扱い欄にはりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしない
 こと。
- (3) 既納の手数料は、還付しない。
- 7 試験場に持参するもの
- (1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食
 (2) 実地試験
 ア 受験通知書、昼食及び上ばき
 イ 理容師試験を受ける者
 (ア) 白 衣
 (イ) 調髪及び顔そりに必要な器具等(ウ)応急薬品
 ウ 美容師試験を受ける者
 (ア) 白 衣
 (イ) コールド、ペーマネントウェーブ等の施術上必要な器具、材料
 及び化粧品
 (エ) 応急手当
- 8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験の
 モデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈れないものとし、美容師
 試験のモデルは、なるべく年齢18才から30才までの者で髪に著しい癖の

ないものであること。
9 その他

(1) 出願者には、受験通知書の前口までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。

(3) 文書による照会は、15円切手を同封すること。

別記様式（用紙はB列5番とすること。）

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第11条に規定する歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和45年4月3日・

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施期日	学説試験 昭和45年4月17日午前9時から 実地試験 昭和45年4月18日午前9時から
2 実施場所	学説試験 鳥取市東町1丁目220 鳥取県議会第3委員会室 実地試験 鳥取市役所325番地 鳥取県立歯科衛生士学院
3 受験願書の提出期限 昭和45年4月3日から昭和45年4月11日まで	

理容師（美容師）受験願書	木 鶴
収入証紙	住 所（番地及び○○方も記入すること。）
はりつけ欄	（ふりがなをつける） 氏名 年 月 日生

理容師法第2条第1項（美容師法第4条第1項）の規定による理容師（美容師）試験を受験いたしたいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

氏 名 ㊞

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

（注） 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地試験」と朱記すること。